## 土地区画整理法第76条許可申請 書類提出一覧

## 申請の流れ

事項	調書	摘要	期間	
1)	組合事務局へ申請			組合事務局へ申請
	許可申請書	原本1部		_
	承諾書	原本1部 ※申請者と土地所有者が異なる場合のみ		
	確約書(市長宛て)	原本1部		
	確約書(組合宛て)	原本1部		
	仮換地証明(写し)	1部 ※仮換地通知(写し)可		
	保留地証明(写し)	1部 ※保留地購入者		
	付近見取り図	1部		
	配置図 (縮尺200分の1以上)	1部 ※敷地寸法は、仮換地図に記載のものと同一		
	建築物の各階平面図 (縮尺200分の1以上)	1部		
	2面以上の建築物の断面図 及び立面図 (縮尺200分の1以上)	1部	受付から許可まで	
	土留め、フェンス等施工の 場合は、その断面詳細図 (縮尺30分の1以上)	1部 ※ブロック塀等築造の場合	約20日	
	給排水平面図 (縮尺200分の1以上)	1部 ※上水・下水の引き込み場所が記載されている図面		
	その他の参考図	1部		組合事務局へ
2)	意見書受取			意見書受取
	許可申請に係る意見書	組合から「意見なし」と回答されていること		
3)	市へ申請			関市へ申請
	「1)組合事務局へ申請」と同じ書類	2部		
	組合から回答のあった意見書	1部 ※組合から「意見なし」と回答されていること		<b>—</b>
4)	許可			関市から許可
	許可書	市から申請者に交付		

## 各組合事務局

〒500-8384 岐阜市薮田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎5階 公益社団法人 岐阜県都市整備協会 TEL(058)274-0080